

議 事 録

令和3年4月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和3年第5回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年4月5日(月) 13時25分から14時22分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。
0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。
0名

5. 議題

議案第21号 農地法第3条の規定による許可取消
議案第22号 農地法第5条の規定による許可取消
議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第24号 空き家に附属した農地の指定
議案第25号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第27号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第29号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第6号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第7号 農地法第4条の1項の規定による届出

1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○事務局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数14名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により総会は成立しております。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和3年第5回総会を開会致します。

-----○-----

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、7番廣田幸徳委員、8番米岡一利委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第21号、農地法第3条の規定による許可取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（山口儀一郎君）

議案第21号、農地法第3条の規定による許可取消でございます。

本案件は、平成16年9月24日に所有権移転の許可がなされましたが、登記が完了する前に譲受人が亡くなったため、今回、許可を取消して、改めて、来月の総会以降に相続人が所有権移転の申請をされるものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号、農地法第5条の規定による許可取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第22号、農地法第5条の規定による許可取消について、承認を求めるものでございます。

提案番号1番、土地の所在、譲受人の住所、氏名は、議案書記載のとおりでございます。

本案件は、平成18年7月21日付けで、所有権移転により、駐車場用地を目的として許可したものです。

取消理由につきましては、事業計画者の事業断念に伴い、令和3年3月15日付けで、取り消し願いが提出されたものでございます。

なお、許可を取り消された農地は、議案第23号にて農地法第3条に基づく所有権移転の申請がなされております。

以上1件でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13番（隈部誠一君）

事業断念の理由は何ですか。

○議長（坂本照子君）

事務局、答弁をお願いします。

○事務局（北原薫君）

資金不足等の理由で計画を断念されております。

13番（隈部誠一君）

断念の理由が資金不足ですか。当初申請の段階では、資金証明が添付されていたので、資力及び信用の項目を満たしていたのではないかと。

○議長（坂本照子君）

事務局、答弁をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

限部委員が言われるように、転用申請時には、資金計画のもと、資金証明書が添付されていたと思われませんが、転用許可が平成18年7月21日付けで10数年経過しておりますので、計画者の状況も変わっているものと思われま。

本来ならば、許可後遅滞なく工事に着手し、完了されていればこのような事にはならなかったと思います。

事業断念の理由が、資金不足等では、転用の許可を審査する上で好ましい形ではないので、受付時における申請書類の内容の審査についてはこれまで以上に慎重に行っていきます。

○議長（坂本照子君）

限部委員よろしいですか。

13番（限部誠一君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（山口儀一郎君）

議案第23号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号49番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地の南側に隣接した空き家に入居予定であることから、耕作便利による取得でございます。

調査書の1ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号50番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、身内間による贈与でございます。

調査書の2ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 51 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、議案書の 6 ページ、提案番号 52 番との交換でございます。
調査書の 3 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 52 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、議案書の 6 ページ、提案番号 52 番との交換でございます。
調査書の 4 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 53 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。
調査書の 5 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 54 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得でございます。
譲受理由は、譲受人の自宅に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。
調査書の 6 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 55 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。
調査書の 7 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 56 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。
調査書の 8 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 57 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利による取得でございます。
調査書の 9 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 58 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。
調査書の 10 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 59 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。以前から身内である譲受人が管理をされておりましたが、所有権移転が済んでいなかったため、今回、申請されるものでございます。
調査書の 11 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 60 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。
調査書の 12 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 61 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。
調査書の 13 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 62 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。
調査書の 14 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 63 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。
調査書の 15 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。
以上 15 件でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 49 番から 58 番を南部地区担当委員

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 49 番から 58 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 59 番から 63 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 59 番から 63 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 23 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第24号、空き家に附属した農地の指定を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（山口儀一郎君）

議案第24号、空き家に附属した農地の指定でございます。

提案番号1番、申請地及び申請人等は記載のとおりでございます。

本案件は山鹿市農業委員会が定める別段面積、1アール要件による取得に係る申請でございます。

また、申請地は、山鹿市空き家バンクに登録された空き家に附属する農用地区域外の農地でございます。

申請地は未整備の農地であり、農地の集積が図られるべき農地ではなく、また、所有者が今後、維持管理を行う見込みがなく、遊休農地化の恐れがあるため、空き家に附属した農地に指定して、支障は無いと考えます。

なお、今後の流れとしましては、総会で決定し公示を行った後に、来月の総会以降に、山鹿市農業委員会が定める別段面積、1アール要件による所有権移転許可申請をされる予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号、農地法第4条の規定による農地等の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案25号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号3番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は法人で、申請地の畑11筆計6,494㎡を畜舎・管理棟などに転用する案件です。なお、申請地は、すでに工事に着手し、半分以上進捗している状況です。

申請者が、農振農用地の用途変更手続きを転用の許可と混同したため、実際の許可を得ずに事業

を開始されました。その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

また、転用面積が3,000㎡を超えるため、熊本県農業会議への諮問案件となります。

調査書の16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て承認相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号3番を南部地区担当委員

9番（光永太君）

提案番号3番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第25号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第26号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第26号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号23番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田及び畑3筆計1,200㎡を取得し、従業員用駐車場として転用する案件です。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号24番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑477㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。
調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号25番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の畑4,003㎡のうち2,520㎡に賃貸借権を設定し、農産物倉庫として転用する案件です。

調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号26番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑113㎡を取得し、宅地を拡張する案件です。
調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号27番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田、750㎡を取得し、申請地近くで営む板金塗装工場の駐車場として転用する案件です。
調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号28番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の田、797㎡を取得し、建築条件付き売買予定地3区画分として転用する案件です。なお、建築条件付き売買予定地とは、条件付きの建売住宅を言います。
査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号29番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の田2筆、計3,274㎡を取得し、駐車場・通路・パレット、廃棄物置場として転用するものです。
なお、転用面積が3,000㎡を超えるため、熊本県農業会議への諮問案件となります。
調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
以上、7件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号23番から27番を南部地区担当委員

10番（志方精之君）

提案番号 23 番から 27 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 28 番から 29 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 28 番から 29 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 25 番の申請地に隣接する点線部分は何ですか。

○議長（坂本照子君）

事務局、答弁をお願いします。

○事務局（北原薫君）

今回の転用の経緯をご説明致します。この農地につきましては、今回の転用事業者が、これまでに利用権設定を行い耕作されておりました。登記面積は、4,003 m²ですが、その内 2,520 m²を借受けて、農産物の倉庫を建設する計画で、実線が転用予定地で、点線の部分が農地として残る部分です。

13 番（隈部誠一君）

転用申請する場合、分筆は必要ではなかったか。

○事務局（坂口美治君）

登記簿上の面積は、4,003 m²ですが、全部の面積を利用するには広すぎるため、必要最低限の 2,520 m²を借受けて、農産物の倉庫を建設する計画となったものです。残りの部分は、賃借人が農地としてそのまま耕作される予定です。

なお、本案件は、所有権移転が伴わないため、分筆をせず利分での申請となっています。これまでも、所有権移転が伴わないものに関しては、分筆を行わず、利分での申請を受付した案件は数件あります。

○議長（坂本照子君）

隈部委員よろしいですか。

13 番（隈部誠一君）

了解しました。

13 番（隈部誠一君）

提案番号 27 番の、転用目的欄がその他の業務用地となっておりますが、何ですか。

○議長（坂本照子君）

事務局、答弁をお願いします。

○事務局（北原薫君）

転用目的欄が、その他の業務用地となっているのは、熊本県が定める転用目的の分類により、商業用地、工業用地に属さないものが、その他の業務用地となります。

○議長（坂本照子君）

限部委員よろしいですか。

13 番（限部誠一君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 26 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 27 号、業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 6 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 7 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 8 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 6 番から 8 番につきましては、3 月 24 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

以上 3 件でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 27 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 17 件、再設定が 5 件でその面積は、72,732 m²でございます。

提案番号 170 番から 47 ページの提案番号 191 番までの申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。作付けについては、水稻、麦、たばこ等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 32 ページから 49 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 28 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 29 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

議案第 29 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号4番の、土地の所在、地目、面積、所有者、利用状況調査は、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の現地写真の17ページに記載のとおり、数年前までは、タケノコを収穫されていましたが、現在は、管理がされなくなった孟宗竹が繁茂している状態で、申請地の周囲は山林に囲まれ、耕作のための道路がなく、農地としての再生が困難と判断しております。

提案番号5番の、土地の所在、地目、面積、所有者、利用状況調査は、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の現地写真の18ページに記載のとおり、申請地は、数年前までは、みかんを収穫されていましたが、現在は、管理がされなくなったみかんの木を始めとする、自然発生した雑木が繁茂している状態で、農地としての再生が困難と判断しております。

この案件は、熊本県が定める「非農地証明事務処理要領(平成29年12月12日)」の要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

○議長(坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第29号は終わります。

-----○-----

4. 報告

○議長(坂本照子君)

次に、報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(坂口美治君)

報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年2月に届出がありました件数は7件、筆数の合計は45筆、面積の合計は68,215㎡でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第6号は終わります。

次に、報告第7号、農地法第4条1規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第7号、農地法第4条1項の規定による届出について報告いたします。

令和3年2月に届出がありました件数は1件、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用内容につきましては、作業用道路でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（坂本照子君）

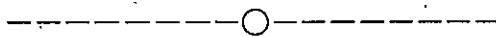
事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第7号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第5回総会を閉会いたします。



6. 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

7番 農業委員

廣田 孝徳

8番 農業委員

米因一利